

平成27年 4 月定例教育委員会議事録

平成27年 4 月 1 日

鹿屋市教育委員会

○日 時 平成27年4月1日(水)
15時56分から16時28分まで

○場 所 教育長室

○出席者

教育長	中 野 健 作
教育長職務代理者	風呂井 敬
教育委員	志 村 正 子
教育委員	松 木 忠 美
教育委員	蓑 田 繼 男

○関係者

教育次長	原 田 靖
教育総務課長	森 屋 尉
学校教育課長	福 永 浩 幸
生涯学習課長	榊 眞 一
教育総務課長補佐	有 村 道 尚
教育総務課管理係長	山 口 昌 弘

○議事日程

- 1 開会
- 2 前回議事録の承認
- 3 教育長及び委員の報告
- 4 議事
 - (1) 議案第1号 鹿屋市教育長職務代理者の指名について
 - (2) 議案第2号 人事異動（鹿屋市職員）について
 - (3) 議案第3号 鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則の一部改正について
 - (4) 議案第4号 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付契約に係る保護者負担に関する規則の制定について
 - (5) 議案第5号 鹿屋市学校運営協議会設置規則の一部改正について
- 5 報告
- 6 動議の討論等
- 7 その他
- 8 閉会

○議決事項

議案番号	件 名	審議の状況	採決
議案第1号	鹿屋市教育長職務代理者の指名について	特記事項なし	原案可決
議案第2号	人事異動（鹿屋市職員）について	特記事項なし	原案可決
議案第3号	鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則の一部改正について	特記事項なし	原案可決
議案第4号	独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付契約に係る保護者負担に関する規則の制定について	特記事項なし	原案可決
議案第5号	鹿屋市学校運営協議会設置規則の一部改正について	特記事項なし	原案可決

○議事要旨

1	開会
教育長	<p>本日、教育長を拝命した中野です。</p> <p>私は教員として昭和53年に笠野原小学校でスタートしました。以後、鹿屋市に来ることがなかったのですが、また、このような形で来ることができ、これまでの集大成というか締めくくりと思っています。</p> <p>また、この教育委員会は、風呂井先生の下で長いこと脈々ときちつとしてきた教育委員会だと認識しています。</p> <p>法の改正が、この4月で新しいスタイルを求めていることもあり、全国で今日始めての新しい形の教育委員会ではなかろうかと思っています。不慣れですが、どうぞよろしくお願いいたします。</p>
2	前回議事録の承認
教育長	異議なく承認
3	教育長及び委員の報告
教育長	委員から発言がないので、報告はないものとする。
4	議事
教育総務課長	<p>(1) 議案第1号 鹿屋市教育長職務代理者の指名について</p> <p>資料に基づいて説明</p> <p>教育長から「教育長の職務代理者」の指名をお願いする。</p>
教育長	これまでの経験等から風呂井委員を教育長職務代理者に指名する。
教育総務課長	<p>(2) 議案第2号 人事異動（鹿屋市職員）について</p> <p>資料に基づいて説明</p>
風呂井委員	退職者は、定年退職と早期退職のどちらになるか。
教育総務課長	看護専門学校の事務局長が早期退職で、それ以外の方は、定年退職である。

教育長	<p>他に質疑、意見等がないので議案第2号について採決する。原案可決とすることに異議はないか。</p> <p>(異議なしとの発言)</p> <p>異議がないので、議案第2号は原案可決する。</p> <p>(3) 議案第3号 鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則の一部改正について</p>
教育総務課長	資料に基づいて説明
松木委員	調整係と管理係が統合したが、事務内容的に、2人分を1人でやるのか。事務が削減となったものはないか。
教育総務課長	業務的には変わっていない。2つの係で行っていたものを1つで行うものである。
松木委員	問題はないのか。
教育総務課長	少しタイトにはなるが委員会としての業務に特に大きな支障はない。鹿屋市全体の組織のことなので、減らさなければならない。
教育総務課長	鹿屋市役所職員の人数だが、昨年4月1日は828人、本年は811人となり、17人減となっている。
松木委員	鹿屋市の規程で、職員数は何人規模がよいか積算されているのか。
教育総務課長	今のところ、具体的に定まっていない。
風呂井委員	直接、関係ないが、今年度から新教育委員会制度を導入するに当たり、総合教育会議を開催することになっているが、どこが担当なのか。
教育総務課長	総合教育会議は、市長部局の政策推進課が担当となっている。教育委員会事務局の窓口は、教育総務課管理係となっている。
教育長	ほかに質疑、意見等がないので議案第3号について採決する。原案

	<p>可決とすることに異議はないか。</p> <p>(異議なしとの発言)</p> <p>異議がないので、議案第3号は原案可決とする。</p> <p>(4) 議案第4号 鹿屋市独立行政法人日本スポーツ振興センターとの災害共済給付契約に係る保護者負担金に関する規則の制定について</p>
学校教育課長	資料に基づいて説明
風呂井委員	災害給付契約はどのようなものが担保されるのか。給付の内容はどのようなになっているのか。
学校教育課長	かかった医療費の3割と見舞金1割が支払われる。
養田委員	学校の行き帰りも含まれるのか。
学校教育課長	家を出てから帰宅するまでが学校の管理下内である。
教育長	ほかに質疑、意見等がないので議案第4号について採決する。原案可決とすることに異議はないか。
	<p>(異議なしとの発言)</p> <p>異議がないので、議案第4号は原案可決とする。</p> <p>(5) 議案第5号 鹿屋市学校運営協議会設置規則の一部改正について</p>
学校教育課長	資料に基づいて説明
風呂井委員	協議会のメンバーで、その他教育委員会が必要と認める者とは、どういう方か。
学校教育課長	学校応援団、地域支援本部というものがあり、そちらにいるコーディネーターの方である。これは、教育委員会が指名する方である。
松木委員	委員数が10人から15人までと保護者代表も増えることで、意見等も

<p>学校教育課長</p> <p>教育長</p>	<p>出てくるのではないかと思うので、3人から4人位は選んでもらえないか。</p> <p>学校ごとに必要に応じて、定数内で増やせると思う。</p> <p>ほかに質疑、意見等がないので議案第5号について採決する。原案可決とすることに異議はないか。</p> <p>(異議なしとの発言)</p> <p>異議がないので、議案第5号は原案可決とする。</p>
<p>5</p>	<p>報告</p>
<p>教育長</p>	<p>発言がないので、報告はないものとする。</p>
<p>6</p>	<p>動議の討論</p>
<p>教育長</p>	<p>発言がないので、動議はないものとする。</p>
<p>7</p>	<p>その他</p>
<p>教育長</p>	<p>次回の5月定例会は、5月8日(金)15時から教育長室で開催する。</p>
<p>8</p>	<p>閉会</p>
<p>教育長</p>	<p>以上をもって4月定例教育委員会を閉会する。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>